

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府門真市長

## 公表日

令和5年1月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	<p>1. 評価対象事務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務を行う。</li> <li>・新生児等の訪問指導の実施に係る事務を行う。</li> <li>・健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に係る事務を行う。</li> <li>・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務を行う。</li> <li>・母子健康手帳の交付に係る事務を行う。</li> <li>・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務を行う。</li> <li>・低出生体重児の届出事務又はその届出に係る事務を行う。</li> <li>・未熟児の訪問指導の実施に関する事務を行う</li> </ul> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>(1)妊娠の届出を受理し、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診券の発行を行う。(母子保健法第15条、第16条、第13条) また、妊娠の届出情報及び、妊婦健康診査の受診情報を健康管理システムへ入力する。</p> <p>(2)妊産婦及び新生児の訪問指導を実施し、訪問情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第11条、第17条)</p> <p>(3)低出生体重児の届出を受理し、届出情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第18条)</p> <p>(4)未熟児の訪問指導を実施し、訪問情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第19条)</p> <p>(5)乳幼児の健康診査を実施し、受診情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第12条)</p> <p>(6)妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団的な指導を実施する。支援情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第9条)</p> <p>(7)サービス検索・電子申請機能での書類の受領</p> <p>(8)必要に応じて、(1)～(7)の情報を中間サーバに登録する。</p>
③システムの名称	地域健康支援システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3</li> </ul> <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	門真市 保健福祉部 健康増進課 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内 電話06-6904-6500

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成31年4月1日	I . 1. ③ システムの名称	健康管理システム	地域健康支援システム	事後	
平成31年4月1日	I . 3 法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の49の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I . 4. ② 法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条8号 の追加</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ② 評価実施機関における担当部署	所属長 高田育子	所属長の役職名 健康増進課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	II いつの時点の計数か	平成27年1月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新設	事後	様式改正に伴う変更
令和2年1月31日	I . 4. ② 法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第87の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続変更に伴う変更
令和2年1月31日	I . 4. ② 法令上の根拠		[情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続変更に伴う変更
令和2年1月31日	IV. 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない のため、選択肢は網掛けとなり選択対象外	[ ]提供・移転しない [十分である]	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続変更に伴う変更
令和2年1月31日	表紙 公表日	令和1年6月18日	令和2年1月31日	事前	内容修正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3</li> </ul> <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3</li> </ul>	<p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3</li> </ul> <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第26の項、第56の2の項、第69の2の項、第87の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3</li> </ul>	事後	法律の改正に伴う変更
令和5年1月4日	I. 1. ② 事務の概要	<p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>(1) 妊娠の届出を受理し、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診券の発行を行う。(母子保健法第15条、第16条、第13条) また、妊娠の届出情報及び、妊婦健康診査の受診情報を健康管理システムへ入力する。</p> <p>(2) 妊産婦及び新生児の訪問指導を実施し、訪問情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第11条、第17条)</p> <p>(3) 低出生体重児の届出を受理し、届出情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第18条)</p> <p>(4) 未熟児の訪問指導を実施し、訪問情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第19条)</p> <p>(5) 乳幼児の健康診査を実施し、受診情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第12条)</p> <p>(6) 妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団的な指導を実施する。支援情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第9条)</p> <p>(7) 必要に応じて、(1)～(6)の情報を中間サーバに登録する。</p>	<p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>(1) 妊娠の届出を受理し、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診券の発行を行う。(母子保健法第15条、第16条、第13条) また、妊娠の届出情報及び、妊婦健康診査の受診情報を健康管理システムへ入力する。</p> <p>(2) 妊産婦及び新生児の訪問指導を実施し、訪問情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第11条、第17条)</p> <p>(3) 低出生体重児の届出を受理し、届出情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第18条)</p> <p>(4) 未熟児の訪問指導を実施し、訪問情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第19条)</p> <p>(5) 乳幼児の健康診査を実施し、受診情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第12条)</p> <p>(6) 妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団的な指導を実施する。支援情報を健康管理システムへ入力する。(母子保健法第9条)</p> <p>(7) サービス検索・電子申請機能での書類の受領</p> <p>(8) 必要に応じて、(1)～(7)の情報を中間サーバに登録する。</p>	事後	ぴったりサービスで電子申請の運用開始に伴う変更







